

徳島県規則第五十九号

徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県奨学金貸与条例施行規則（平成十四年徳島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項第二号ロ中「第十一条第五項若しくは第七項」を「第十一条第六項若しくは第八項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。